

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	サイバネットシステム株式会社			コード	4312
提出日	2023/2/16	異動（予定）日	2023/3/10		
独立役員届出書の提出理由	・第38回定時株主総会に社外役員選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
１	岸 甫	社外取締役	○										△					有
２	長谷川 祥典	社外取締役	○										△					有
３	北村 正仁	社外取締役	○										△					有
４	藤松 文	社外監査役	○													○		有
５	岡野 稔	社外監査役	○										△				新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	岸 甫氏は、当社の取引先であるファナック株式会社において、1985年6月から2011年11月まで、専務取締役及び常務取締役、取締役を歴任しておりました。なお、同社と当社との間には取引関係がありますが、その取引額は、当社の連結売上高に比べて僅少であるため、その概要の記載は省略しております。	岸 甫氏は、数値制御技術に関する豊富な知識や経験、FA業界における幅広い人脈を当社のCAEソリューションサービス事業の発展に活かしていただくだけでなく、事業会社における取締役就任により培われた会社経営の経験や、産業界における高い見識から、経営全般の監督とものづくりに関する貴重な意見をいただけたと考え、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。なお、同氏は、当社の取引先であるファナック株式会社に過去業務執行者として従事しておりましたが、当社と同氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として適任と判断しております。
2	長谷川 祥典氏は、当社の取引先であるシャープ株式会社において、2009年4月から2019年7月まで、代表取締役及び取締役、ならびに専務執行役員及び常務執行役員を歴任しておりました。なお、同社と当社との間には取引関係がありますが、その取引額は、当社の連結売上高に比べて僅少であるため、その概要の記載は省略しております。	長谷川 祥典氏は、事業会社における取締役就任により培われた通信システムやIoTに関する豊富な知識や経験を当社の事業に活かしていただくだけでなく、会社経営の経験から、経営全般の監督とビジネス展開に関する実践的かつ客観的な意見をいただけたと考え、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏は、当社の取引先であるシャープ株式会社に過去業務執行者として従事しておりましたが、当社と同氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として適任と判断しております。
3	北村 正仁氏は、当社の取引先であるオリンパス株式会社において、2012年4月から2021年3月まで、執行役員としてコンプライアンスやCSR、情報セキュリティの責任者を歴任しておりました。なお、同社と当社との間には取引関係がありますが、その取引額は、当社の連結売上高に比べて僅少であるため、その概要の記載は省略しております。	北村 正仁氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり事業会社におけるIT改革や情報セキュリティを担当され、これらに対する豊富な知識や経験を当社のIT改革の推進や情報セキュリティマネジメントに活かしていただくだけでなく、経営全般の監督と当社のグローバルなビジネス展開に関する実践的かつ客観的な意見をいただけたと考え、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏は、当社の取引先であるオリンパス株式会社に過去業務執行者として従事しておりましたが、当社と同氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として適任と判断しております。
4	藤松 文氏は、阿部・井窪・片山法律事務所のパートナー弁護士であります。なお、同所と当社との間には取引関係はありません。	藤松 文氏は、弁護士として広く民商事全般に関する豊富な見識を有しており、専門的な見地を当社の監査に反映していただけたと考え、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案し、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏は、「有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号」等に定められるいずれの要件にも該当しない独立性があり、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として適任と判断しております。
5	岡野 稔氏は、当社の取引先である野村證券株式会社及びみずほ証券株式会社に勤務しておりました。同社と当社との間には取引関係がありますが、その取引額は、当社の連結売上高に比べて僅少であるため、その概要の記載は省略しております。	岡野 稔氏は、金融機関において長年にわたるファイナンス・M&Aに関する豊富な経験を有している他、事業会社における取締役としての経営経験を当社の監査体制に活かすことで、当社の内部統制システムの運用強化に貴重な意見をいただけたと考え、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏は、当社の取引先である野村証券株式会社及びみずほ証券株式会社に過去業務執行者として従事しておりましたが、当社と同氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として適任と判断しております。

4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。